

偽造キャッシュカード 問題への取り組み

平成17年4月1日

社団法人全国労働金庫協会

I. 労働金庫制度および労働金庫の預金の特性等

1. 労働金庫制度の特性

労働金庫は昭和28年に成立した労働金庫法に準拠する金融機関です。労働金庫の目的を定めた同法第1条には「労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする」とあるように、労働金庫の基本的な性格は、①勤労者福祉のための、②団体主義に則った、③協同組織金融機関とすることができます。

労働金庫の会員としては、個人会員（約13万会員）もありますが、団体主義の原則から主たるものは、労働組合、生活協同組合、共済組合その他の働く者の団体であり、労働金庫の機関運営はこれら団体会員の代表者によって行われております。会員組織をとっているという点では、他の協同組織金融機関の会員制度と共通であります。労働金庫制度の最大の特徴は、これら団体会員に所属する組合員が間接構成員として、出資払い込み等を要することなく、労働金庫の預金や融資といった事業の利用権を有するところにあります。こうした団体主義という独特な会員制度ができたのは、労働金庫法制定当時の経過によれば、労働組合という団体の信用力を背景に、個々には信用力の弱い労働者に対して生活金融なり消費者金融に途を拓こうと考えられたからです。

2. 労働金庫の現況

労働金庫は設立以来50余年が経過いたしました。かつては労働金庫は原則「一県一金庫」の形で全国に47金庫ありましたが、労働金庫の会員団体には全国的な組織を有するところが少なくないことから、利用条件の統一化等の会員・利用者の利便向上等を目的として、全国統合を視野におく中で、地域統合を進めてまいりました。その結果、現在では全国に13労働金庫、総店舗数は686を数え、6万3,571の団体会員、1千15万人の間接構成員を主な対象として業務を行っております。平成17年2月末現在での全国労働金庫の預金積金残高は14兆289億円、融資残高は9兆4,664億円となっています。

なお、労働金庫の事務システムについては、現在11金庫が系統上部機関たる労働金庫連合会が運営する共同事務センターを利用しておりますが、平成19年1月には自営2金庫が移行し、全国労金のシステム統一が図られる予定

です。

3. 労働金庫の預金の特性（数値時点は平成16年3月末）

労働金庫の預金積金は、平成14年4月のペイオフ一部解禁を挟んだここ5年間においても、毎年3%台～6%台の堅調な伸びで推移しており、平成12年3月期（1兆1千791億円）と比較すると、直近2月末の預金積金は残高で2兆8千億円増、増加率で25%となっています。

労働金庫の預金は定期預金等の定期性預金の割合が75%（10兆1千億円）と大きく、普通預金を中心とする流動性預金の割合が25%（3兆4千億円）と小さくなっています。間接構成員を中心とした個人預金は、約80%（10兆9千億円）を占め、なかでも勤労者財産形成貯蓄預金（3兆5千億円）のウエイトは大きく、総預金の25%、個人預金の32%にも達しておりますが、間接構成員・個人会員1人当たりの平均預金残高は105万円となっています。

普通預金の口座数は887万件（個人830万件・団体57万件）、個人の普通預金残高は2兆4千億円（1口座当たり29万円）、団体の普通預金残高は8千9百億円（1口座当たり158万円）、貯蓄預金（個人のみ）の口座数は11万件、残高は6百億円（1口座当たり55万円）となっており、キャッシュカードの発行枚数は650万枚に上ります。

以上のとおり、労働金庫の預金は、労働組合員等勤労者の小口の貯蓄性預金が中心になっていると言えます。

Ⅱ. 労働金庫業態の偽造キャッシュカード対策への取り組み

労働金庫業態は、平成17年1月27日の偽造キャッシュカード問題に関する業態申し合わせ以降、対策を積極的に検討してまいりました。今後、業態として予定している取り組み（一部実施済み）は、以下のとおりです。

なお、上述のとおり13金庫中11金庫が共同事務センターのシステムを利用し、2金庫が自営システムで対応しておりますが、当該2金庫も、以下の取り組みについて同様のシステム対応を行う予定としています。

1. ATM1日当たり支払限度額のお客様の希望による任意設定

1日あたりのATM引出し限度額（振込を含む）をお客様の希望により変更

できるシステムを、店舗窓口での申し込みによる設定は平成17年7月から、お客様によるATMからの引き下げ設定は平成18年1月から導入を予定しています。

2. 異常な引出しを早期に検知するシステムの導入

被害の発生・拡大を未然に防止する観点から、異常な引出しを早期に検知するシステムを平成18年度上期中に導入する予定です。

3. ICカードおよび生体認証の導入

カードの偽造防止の観点からICカードの導入を平成18年度上期に行う予定です。また、成りすまし防止の観点から生体認証を併せて導入する方向で検討しますが、規格が標準化されていないことから、導入時期については引き続き状況を見極めたうえで判断します。

4. 偽造カード被害の補償

平成17年3月24日の全国労働金庫協会理事会にて、偽造カードで不正に預金を引き出された場合のお客様の被害については、過去の被害も含めその全額を補償することといたしました。また、被害者への補償のあり方について、金融庁が設置した「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」の取りまとめおよび全銀協の約款見直しの状況を注視し、適切な対応を速やかに行うこととしております。

～これまでのキャッシュカード犯罪防止に向けた業態の取り組み状況

1. 生年月日等類推されやすい暗証番号設定の受付禁止

平成15年3月より、新規申込時および暗証番号変更時に、店舗窓口で生年月日等類推されやすい暗証番号を設定できないようシステムでガードしております。

2. ATMでの暗証番号変更受付

平成15年11月より、ATMから暗証番号の変更ができるようにシステム対応しております。

3. ATMでの1日支払限度額の引き下げ

平成15年11月より、ATMでの1日支払限度額を200万円に引き下げ

ております。

4. 偽造キャッシュカードによる被害届提出ルール等の徹底

平成16年6月に、全銀協の「『いわゆる偽造キャッシュカードによる預金等引出し』における被害届提出に係る申し合わせについて」に基づき、被害届提出ルール（出金金融機関からの届出）等を徹底いたしました。

5. 暗証番号に関するお客様への注意喚起

ポスターやATMコーナー用のステッカー等を作成し、「生年月日等類推されやすい暗証番号」に関する注意喚起や「暗証番号を記載したメモや、暗証番号を特定する手がかりとなるものと一緒に保管しない」等日常のカード管理について注意喚起を行っております。また、平成16年11月より、労働金庫協会ホームページにおいて、「盗難通帳」「暗証番号」等に関する注意喚起（「お客様へのご注意とお願い」）を行っております。なお、ATM画面での注意喚起も、平成18年1月以降、各金庫で実施を予定しています。

また、各労働金庫では、ATM画面の覗き見防止対策として、以下の取り組みを行っております。

- ① 覗き見防止フィルムの添付
- ② 後方確認のための鏡の設置
- ③ つい立の設置

以 上